

〔鹽尻 四十七〕一布のもかう徒然草を講ずる人、古書を不知して妄なる説をにして、あかも夫を秘事とす甚敷笑べきにや。

村上院御記曰天暦八年正月八日母后崩す二十四日今朝撤尋常御簾改懸蘆簾以鈍色細布爲端帽額云々西宮記も又同じさま也通典に古の帽而額といへる故帽額は頭の服と計心得るは非也。

もかうは常の簾にも上方の端を幅の儘に下を綴つけずして置を云是はみすもかうなり殿上昔は翠簾を垂れ其上に帽額を引き下に二尺の几帳を立ててもかうときちやうの間を物見にせしとかや今俗に云水引は昔の所謂帽額也帽額の名はもと首服也夫をかりて上にある引物をもかうと呼也扁榜を額といふも門上に懸るゆへなり尋常の翠簾には平絹等の帽額也されば簾の端及帽額に畫く紋をもつかうといふは鞆に畫く紋を鞆繪といふに同じ但紫宸殿大禮の時御即位大嘗會壁代の上に横に引く其時の帽額の紋は獸形也一ツを執ていふべからず。

〔杜氏通典五十七〕帽

周成王問周公曰舜之冠何如焉曰古之人上有帽而勾領或云帽名猶冠也義取於加覆其首本繩冠因裁纏爲帽也古者冠下有纏以繩爲之後世施幘於

〔有職聞書〕一徒然草に布のもかう放免のつけもの秘事傳授のよし申候如何様成ものにて御座候哉

答宮定基もかうとは能相撲などの舞臺のうへに曳申候ものにて候今世俗に水曳と申候帽額と書いてひたひかくしと申候金襴などにて仕たるを金帽額と申候白絹へ獅子などを書たるを獸形帽額と書いてぞうぎやうのもかうと申候此もかうを當世水引と申事も誤りにて候上に張申候をもかうと申下に張申候を水引と申候

予○小山昌世先年京都にて御即位の時見申候紫宸殿の正面にも獸形の帽額を張候而見え申